## 2. 重点的な取組

## (1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

### 1重点的な取組①

### (1)安心して子どもを生み育てることができる保健・医療環境をつくります。

プレコンセプションケアを推進し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産し、子育てができる保健・医療環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
1 安心して妊娠・ 出産できる仕組みの 充実	出産できる仕組みのを減らすために、プレコンセプションケアの	(1) 周産期医療・小児 医療等の体制整備	安心して子どもを生み育てることができる 周産期医療・小児医療等の体制整備に取り組みま す。
		(2) 不妊・不育、予期せ ぬ妊娠、性に関する相談 支援、プレコンセプショ ンケアの推進	不妊・不育治療、予期せぬ妊娠や性に関する相 談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい 知識の普及・啓発などのプレコンセプションケア の推進に取り組みます。
		(3) 妊産婦等への保健 施策の推進	妊産婦健康診査や伴走型相談支援をはじめ、 家族も含めた産前・産後サポート事業や産後ケア 事業等を通じて、妊娠期から子育て期にわたる 切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
		(4) 乳幼児期における 保健施策の推進	新生児マススクリーニング検査や乳幼児健診の 充実により、疾患や障がいの早期発見・早期治療 につなげる支援体制整備に取り組みます。

### (1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

#### 重点的な取組②

### (2)幼児期までの子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

幼児教育・保育の質の向上などの受け皿整備、必要に応じた認定こども園への円滑な移行の支援、保育士等の確保に取り組み、 子どもが病気のとき、一時的に保育が必要なとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもなど、多様なニーズへ 対応するとともに、保育所等に通っていない子どもも含め、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
2 幼児期までの 子どもの育ちを支え る施策の推進	大阪府内において保育所等利用待機児童数は年々減少傾向ですが、依然として、保育所等利用待機児童が発生しています。この待機児童の解消を図るとともに、子どもが病気になったときの病児保育や就労要件を問わず利用できる仕組みなど、多様なニーズに応えることができるように取り組む必要があります。	(1) 保育が必要なすべて の家庭に保育を提供する 取組等の推進	これまでの取組の成果により、保育の受け皿は拡大していますが、利用児童数は年々増加しており、地域によって待機児童の解消には至っていないため、引き続き受け皿整備、必要に応じた認定こども園等への円滑な移行の支援、幼稚園における預かり保育事業の支援に取り組みます。 子どもが病気のとき、一時的に保育が必要なとき、また、医療的ケア児など特別な配慮を必要とき、また、医療的ケア児などものよるとともに、保育所等に通っていない子どもの良質な成育環境を整備します。

## (1)基本方向1 子どもを生み育てることができる社会

### 重点的な取組③

### (3)生涯にわたる人格形成の基礎を培うための支援体制をつくいます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもが格差なく質の高い学びへつながることができるよう体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
3 幼児期までの 子どもへの教育・ 保育内容の充実	乳児期はしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期は人格形成の基礎を培い、将来にわたり学ぶ力を身につける時期であり、また、学童期への準備段階であることから、この時期の教育・保育内容の充実が求められています。	(1) 教育・保育内容の 充実	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など、どの施設・事業を利用したとしても、切れ目のない教育・保育を受けることができるように推進するとともに、その教育・保育内容の充実を図ります。 また、公私を問わず、施設・事業間や小学校との連携を推進し、施設・事業における地域での子育て、家庭での教育を支援する機能の強化を図ります。
		(2) 教育・保育にかかる 人材の確保及び資質の 向上	幼児教育・保育の無償化の影響も鑑み、教育・ 保育を提供する事業者が安定的に人材を確保でき るように取り組み、また、事業者が質の高い 教育・保育を提供できるよう、職員研修への充実 を働きかけていきます。

#### 重点的な取組④

## (4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

子どもの置かれている環境にかかわらず、全ての子どもが、一人ひとりの個性に応じて必要な知識・能力を身につけ、夢や志を持ってさまざまなことにチャレンジし、粘り強くあきらめない自主性・自立性を育成する取組を社会全体で支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
4 確かな学力の 定着と学びの深化	社会が大きなでは、これかなきくでの学に重要です。 これがなきがしていの基を考えにでするとが重要ですが、ことが重要ですが、ことが「ともできる」ともは、「り、の生活をできるでは、り、のニーとをできるでは、り、のニーとをできるでは、り、のニーとをできるでは、の当時をはのでは、ないのでは、ないともに、のでは、ないともに、のでは、ないとは、ないとは、ないとは、ないとは、ないとは、ないとは、ないとは、ないと	(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	子どもたちが学習内容を深く理解し、すべての 学びの基礎となる確かな学力を身につけることが できるよう一人ひとりの学力・学習状況を把握・ 分析し、その結果を活用する取組を進めます。ま た、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢や他 者との協働により課題を解決する姿勢を身につけ ることができるよう主体的・対話的で深い学びの 実現に向けた授業改善を行います。
		(2) 社会や地域とつなが る探究的な学習の実践	子どもたちが、学ぶ意義を理解し、意欲を高め、 自ら日常の生活や地域・社会等に関する課題を見 つけ解決につなげるために必要となる一連の能力 を身につけることができるよう、また、課題発見、 課題解決の能力の基礎を身につけることに加え、 創造力や表現力を豊かにするため多様な情報の活 用や地域等との協働による学びを充実させます。
		(3) 障がいのある子ども たちの教育の充実	障がいのある子どもたちが、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、多様な学びの場を設けるとともに、府立支援学校が支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校園における校内支援体制の充実に向けた支援を行います。
		(4) 配慮や支援が必要な 子どもたちへの指導の 充実	不登校の子どもたちが、将来に向けて社会に参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるよう、一人ひとりの状況に応じ、多様な主体と連携しながら社会的自立に向けた学習指導・支援に取り組みます。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語で日常会話を行ったり、授業を受けたりすることができるよう、日本語学習の支援を充実させます。

### 重点的な取組④

## (4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
5 豊かな心と健やか な体の育成	社会のグローバル化等を背景に、これまで 以上に互いの人権や文化等を尊重することが 求められます。また、いじめや不登校等の子 どもたちが抱える問題課題の解決、スクリー ニング等による早期発見・ヤングケアラーへ の支援が必要です。 子どもたちがより良い運動習慣や生活習慣 の定着を通して、生涯にわたる健康を保持・ 増進できる資質や能力を身につける必要があ ります。	(1) 豊かな心のはぐくみ	子どもたちが人権及び人権問題に関する正しい 理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された 社会づくりを進める行動力を身につけることが できるよう、人権を尊重する意識・態度の育成に 取り組みます。 子どもたちが自らの良さを認識し、自己肯定感 や自己有用感を高めるとともに、互いに思いやり、 認め合う人間関係を築くことができるよう、自他 を尊重し、違いを認め合う意識・態度の育成に 取り組みます。
		(2) 学校におけるセーフ ティネットとなる居場所 づくりの推進	いじめや不登校、貧困、虐待、またヤングケア ラーなど子どもたちをめぐる様々な現状や課題を 早期に把握・対応するため、スクールカウンセ ラー等とともに、関係機関と連携し、学校がチー ムとして組織的に対応する取組を推進します。ま た、不安や悩みを抱える子どもたちが安心して相 談することができるよう、相談体制を充実させま す。
		(3) 運動への興味・関心 の向上と運動による体力 づくりの推進	子どもたちが運動習慣を確立できるよう、また、 運動への興味・関心を向上させるため、運動や スポーツに親しむ機会を拡充します。 子どもたちが確かな体力を身につけることが できるよう、運動やスポーツによる体力づくりを 推進します。
		(4) 健康を保持・増進す る生活習慣づくりの推進	子どもたちが心の健康、生活習慣病、薬物乱用 等の依存症、アレルギー疾患や感染症等をはじめ とする健康課題への理解を深め、健康的なライフ スタイルを身につけることができるよう、健康課 題への理解を深める健康教育を充実します。 子どもたちが自身の健康を保持・増進すること ができるよう、学校・地域・家庭・学校医等と 連携した健康づくりを推進します。

### 重点的な取組④

# (4) すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
6 将来をみすえた 自主性・自立性の 育成	将来にわたる持続可能な社会の担い手と して、子どもたちが自身の個性や特性を把握 し、自ら学んだことを社会の中で活かすこと が求められています。	(1) 夢や志を持って粘り 強くチャレンジする姿勢 の育成	子どもたちが地域や社会とつながり、活躍したいという熱意を持ち、豊かで活力あふれる人生を歩むことができるよう、また、子どもたちが自己の職業適性や将来設計、社会的自立について考えることができるよう、実社会とのつながりを含む一貫したキャリア教育を推進します。 子どもたちが社会の一員としての意識をもち、主体的に判断し、他者と連携・協働しながら行動できる力を身につけることができるよう、社会制度等への意識を高める姿勢を育成します。
7 公私を問わない 自由な学校選択の 機会の保障	家庭の経済的事情にかかわらず、公私を 問わない自由な学校選択の機会を保障すると ともに、大阪の教育力の向上を図るため、 高校授業料の無償化に取り組んできましたが、 所得制限等があり、大阪の全ての子どもが 無償化の対象とはなっていません。	(1) 高校・大阪公立大学 等の授業料等完全無償化	大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯 の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求 できる社会の実現・子育て世帯の教育費負担を軽 減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、 私立高校・国公立高校・大阪公立大学等の授業料 等の完全無償化をめざします。

### 重点的な取組⑤

### (5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくります。

地域全体で子どもの成長を支える教育コミュニティづくりの推進とともに、放課後等に地域で子どもが安全に過ごすことのできる子どもの居場所の確保や困難を抱える子どもや保護者を地域の見守り等につなぐことができる環境を整備します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
8 地域の教育コミュ ニティづくりの推進	地域の実態等に応じた学校・家庭・地域の 連携・協働による活動の継続・充実を進める にあたり、地域ボランティア等の参加が伸び 悩んでいるところもあるため、人材の確保や 育成に取り組む必要があります。	(1) 地域の教育コミュニ ティづくりの推進	地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、地域人材の参画を促し、育成・定着に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による教育コミュニティづくりを充実させます。
9 子どもの居場所 づくり	子どもの安全確保の必要性が高まる一方、 安全な遊び場が少ない状況です。	(1) 子どもが健やかに 過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の 確保を進めていきます。
	共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄 化などから、子どもを放課後に預かるニーズ が高まっており、放課後における健全育成と あわせて、さらに拡充していく必要がありま す。	(2) 放課後等の子どもの 居場所づくり	放課後児童クラブの運営費や整備費を支援するとともに、放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、義務教育前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れ目なく預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安心・安全な居場所において障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取組を進めます。
		(3) 子ども食堂等の居場 所づくり	子どもの孤立を防ぎ地域で見守るとともに、 子どもや保護者を支援する重要な居場所としての 役割を担っている子ども食堂等に対し、民間企業 等と連携した物品等の提供や、子ども輝く未来基 金を活用した学習支援や体験学習への費用の補助、 また、子ども食堂ネットワークへの府内市町村の 参加を促し、支援体制を強化していきます。

### 重点的な取組⑤

## (5) すべての子どもの健やかな成長をサポートする環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実	各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっています。 そのため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取携し、親のられています。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。 さらに、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携していく必要があります。	(1) 学校と地域・福祉等 との連携による子どもや 保護者を支援につなぐ スキーム	学校は児童生徒等の日常的な学習の場であり、 生活の様子など子どもの状況が把握しやすい場所 であることから、学校、教育委員会、福祉・保健 部局等の協働により、スクールソーシャルワー カーやコーディネーター等が地域や支援機関と 連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を 地域の見守りや支援につなぐ取組を進めていきま す。

### (3)基本方向3 若者が自立できる社会

#### 重点的な取組⑥

### (6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援します。

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感をもって学べる機会を提供するとともに、社会に出る頃には、若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、自らの意思で選択し、自立できるようにします。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
11 産学官連携による 産業人材の育成	社会全体の産業構造や就業構造の変化、 子育てや家庭教育を支える地域環境の大きな 変化、グローバル化の進展など、将来の予測 が困難な未来社会を迎えようとしています。 そのため、子どもたちが、自分の職業適性や 将来設計など将来の見通しをもつことを学生 の段階から意識させる必要があります。	(1) キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	大学と企業が連携し、仕事体験や課題解決型授業 (PBL) などを実践することで産業人材育成に取り組みます。
12 若者の就職支援	若年無業者、早期離職者、障がい者の雇用 促進など、若者が円滑に就職し、定着できる ように、その若者の個性や持つ力に応じた支 援を行う必要があります。	(1) 若者への就職支援の強化	企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。 また、総合就業支援拠点OSAKAしごとフィールドにおいて、若者をはじめとする「働きたい」と思っている全ての求職者に対して、それぞれの状況に応じた適切な支援メニューを提供、国が実施する地域若者サポートションが、府内職業を選集をでは、大阪障害者との連携を図りなが、府内の業業を実施する。さらに、、市内の業業を実施である。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
		(2) 就労・進路選択に 悩みを抱える若者への 支援	OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングにより悩みに応じたきめ細かな支援を行うとともに、事前研修、企業との交流会、職場体験を一体化したプログラムを実施することで、社会人基礎力の向上と本人の課題や職業適性の明確化を図りながら就職の結びつけていきます。
		(3) 障がい者の雇用促進 と就労支援・定着支援	障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の 拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。

## (3)基本方向3 若者が自立できる社会

### 重点的な取組⑥

## (6) 若者が自らの意思で多様に将来を選択し、社会の中で自立できるように支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性	
13 結婚、妊娠・出産 等を希望する若者へ の支援		(1)若者が自らの意思で 将来を選択できる取組の 推進	若者が自らの意思で将来を選択できるよう、 結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を 深める機会を提供し、今後のライフデザインに ついて考えるきっかけづくりとなる取組を進めま す。	
		(2) 結婚、妊娠・出産等 を希望する人の希望が実 現するための 取組の推進	結婚から子育てまでのライフステージにおいて 切れ目ない支援を行います。	
14 子ども・若者が 再チャレンジできる 仕組みづくりの推進	きる を有する若者を支援するため、関係機関が	(1) 子ども・若者への支援における市町村による 支援ネットワークの構築	ひきこもりに関するイベント(当事者会・女子会等)の実施や子ども・若者支援地域協議会の設置など、市町村によるネットワークの構築が推進され、地域において関係機関が連携した子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、市町村を支援します。	
		(2) ひきこもりの早期発 見と適切な支援機関につ なぐ市町村プラット フォームの構築	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に 適切な支援機関につながるよう、市町村の体制の 構築や支援者に対する後方支援を行います。	
		(3) 子ども食堂等の居場 所づくり【再掲】	子どもの孤立を防ぎ地域で見守るとともに、 子どもや保護者を支援する重要な居場所としての 役割を担っている子ども食堂等の居場所について、 地域における自発的な活動を尊重しつつ、これら の継続的な取組が拡がり、見守りを必要とする子 どもや保護者が居場所につながるよう支援してい きます。	

### 重点的な取組で

## (7) <u>さまざまな支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制をつくります。</u>

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、障がいのある子ども、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り 添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる体制をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
15 子どもの貧困対策 の推進	我が国の子どもの貧困率は近年改善傾向にはあるものの、高い状況が続いている。また、大阪府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、全国と比較して高い状況が続いています。  子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう貧困の連鎖を断ち切る必要があり、子どものことを第一に考えた適切な支援を総合的かつ早期に講じることが重要であるため、社会全体で取り組む必要があります。	(1) 子どもの貧困対策の 推進	関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立 防止など総合的な取組を推進します。また、市町 村と連携し、地域の実情に応じた貧困対策を推進 できるよう市町村の取組を支援しつつ、親の妊 娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目 のない支援体制の構築を図ります。
		(2) 社会全体で子どもの 貧困対策に取り組む機運 の醸成	子どもの貧困は、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、公民で連携し、子ども輝く未来基金を活用して子ども食堂等へ支援を行うことなどにより、社会全体で子どもの未来を応援する活動が拡がるよう取り組みます。
16 児童虐待の防止	昨今の児童虐待相談対応件数の急増や重大 な児童虐待事案が後を絶たないこと等から、 より充実した児童虐待防止の取組が求められ ています。	(1) 児童虐待の防止	重大な児童虐待ゼロをめざし、オール大阪で 児童虐待の防止に取り組みます。 また、子ども家庭センターや要保護児童対策地 域協議会等において、早期発見・早期対応に努め るとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に 関する府民意識を向上させるなど、社会全体で 子どもを守るための取組を市町村とも連携し進め ます。

### 重点的な取組で

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
17 配偶者等からの 暴力(身体的・精神 的・経済的・性的) への対応	配偶者等からの暴力(身体的・精神的・ 経済的・性的)によって子育てが脅かされる ことがないよう、早期の相談や保護の体制が 確保されている必要があります。	(1) 配偶者等からの暴力 (身体的・精神的・経済 的・性的)への対応	配偶者等からの暴力(身体的・精神的・経済的・性的)について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。 各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。
18 社会的養護を必要 とする子ども等に対 する支援	とする子ども等に対 が多く、子どものケアニーズも高い状況にあ	(1)社会的養育体制の 整備	特定の大人との継続的で安定した愛着関係を 育むことができるよう、里親家庭での養育を推進 するとともに、施設等においても小規模かつ地域 分散化された環境の整備を行います。 また、子どものニーズに応じた専門的ケアを 行うため、施設等の高機能化及び多機能化・機能 転換を図るとともに、社会的養護を必要とする子 どもの意見を受け止める仕組みを構築します。
		(2) 社会的養護経験者等 の自立支援の充実	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの相談支援や退所後の生活支援相談支援体制の構築、身元保証人の確保等により、社会的養護経験者等の社会的自立を支援します。

#### 重点的な取組の

 個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
19 障がいのある子どもへの支援の充実	発達に特性のある児童が、早期に地域で質の高い支援を受けることができるようにするとともに、未就学児から就学児まで一貫した支援の充実を図るため、関係機関の連携や児童福祉法に基づくサービス基盤の充実が必要です。 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等が、安心して保健・医療・福祉及び教育のサービスを総合的に受けられるようにする必要があります。	(1) 障がいのある子ども への医療・福祉支援	障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の 適切なサービス提供など、障がいのある子どもへ の支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを 進めます。 特に、発達に特性のある子どもに対する支援と して、健康診査のスクリーニングの向上や、健診 後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図ると ともに、強度行動障がいやその重度化の予防に取 り組みます。 また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい 児等の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や 地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図りま す。
20 外国人の子どもへ の支援	外国人の子どもや支援を必要とするその 家族は、言葉や文化の違いにより地域から 孤立しがちであり、学習活動や地域活動への 参加に支障が生じることもあり、支援が必要 です。 在留資格に係る特定技能の対象分野の追加 に伴い、今後、外国人労働者の増加が見込ま れることから、「働く場」としてだけでなく、 その家族も含めた「学びの場」「暮らしの 場」としての魅力を高めていく必要がありま す。	(1) 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・ 渡日の子ども等への支援	外国人の子どもやその家族、支援を必要とする 帰国・渡日の子どもやその家族が、地域社会の中 で健全に成長できるよう、それぞれへの支援を進 めます。また、外国人労働者の増加が見込まれる ことから、その子どもや家族に対する支援を充実 し、子育て環境の整備につなげていきます。

### 重点的な取組で

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
21 ヤングケアラーへの支援	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているととでアラーについては、ケアが田で出まうなとで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないるどの場合もあり、顕在化しづらいに気でとが難しいと考えられます。このため、社会的認知度の向上を図るととが難しいと考えらい認知度の向上を図るととが難しいと考えらい認知度の向上を図るととが難しいと考えらい。 もに、福祉、介護、医療、教育等の関係者は、人の意向に寄り添い、家庭に対する適切なります。とするがら、必要な支援につなげていく必要があります。	(1) ヤングケアラーへの 支援	庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上及び早期発見・把握に取り組むとともに、好事例等の共有や相談窓口の設置等、市町村への働きかけを推進します。また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置促進や18歳以上のヤングケアラーへの支援体制の構築等に向けて支援策の充実を図ります。

### 重点的な取組で

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
22 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援	地域とのつながりが希薄化するなどにより、 子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、支援を必要とする子どもとその世帯の課題が、複数分野にまたがっていたり、制度の狭間に陥っているなど、既存の制度では対応が困難な子どもを含む世帯を包括的に支援する体制を市町村において整備していく必要があります。	(1) 複数分野にまたがる 又は制度の狭間に陥って いる課題がある子どもと その世帯への支援	重層的支援体制整備事業(任意事業)が府内市町村において円滑に実施されるよう支援し、子どもを含む地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を市町村において整備を図ります。また、家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のトワークを充った。課題のある世帯の「早期発見、見守りしておぎ」を行うコミュニティルワーカーの配置促進に努めるとともに、地域で活動する各コーディネーターがお互いの機能・役割を理解し、制度の狭間を埋める連携ができるよう働きかけを行います。

#### 重点的な取組8

## (8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援します。

子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守る観点から、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの 健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
23 子どもの権利を 保障する取組の推進 子どもを権利の主体として認識し、その 多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、 子どもにとって最善の利益を図る必要があり	(1) 社会参画や意見表明 の機会の充実	子どもの権利を保障するとともに、子どもが 自由に意見を表明しやすい環境整備と機運醸成に 取り組みます。	
	ます。	(2) すべての子どもの人 権が尊重される社会を つくる取組の推進	人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、 自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを 進める行動力を身につけることができるよう人権 教育を総合的に推進します。
		(3) 子ども・若者の自殺 対策	大阪府自殺対策計画に基づく取組を着実に進めるとともに、自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対策チームによる自殺予防対応など総合的な取組を進めていきます。
24 子どもの安全の 確保や非行など問題 行動の防止	など問題り組むべき課題であり、警察による取り締ま	(1) 子どもの安全確保の 推進	地域安全センターや青色防犯パトロールの活性 化等により、地域で子どもの安全を守る取組を 強化するとともに、子どもを性犯罪から守る条例 に基づき、性犯罪・性暴力対策の取組を着実に 進めます。 また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で 守る」ことの大切さを学ぶことができるように、 行政、教育機関、企業・団体、警察が連携して 取組を進めます。
		(2) 非行など問題行動を 防ぐ施策の推進	大阪府と大阪府警察が共同で設置する少年サポートセンターにおいて非行少年の立ち直り支援等を行うとともに、非行の未然防止等を図るため、地域のボランティア、PTA、教職員、市町村職員等による少年非行防止活動ネットワークのさらなる活性化に向けた支援を行います。

### 重点的な取組8

## (8) 子どもの権利の保障、人権や健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、社会を支えることができるよう支援します。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
25 青少年の健全育成 の推進	青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて 有害環境を浄化するため、青少年健全育成を 側を改正、運用して青少年の健全育水が、近年はスマートスンターにも急速に普及し、インターに巻き込まった。 で青少年が犯罪被害せん。 この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用と併せマットを活用する力)の向上が効果的です。 青少年を取り巻く環境が変化する中、広い視野と見識を持ち、社会の一員とした取組が求められています。	(1) 青少年を取り巻く 社会環境の整備	青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続の厳格化に取り組むことと併せて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対するフィルタリングの利用促進及び青少年の情報リテラシー(インターネットを活用する力)の向上に取り組みます。
		(2) 青少年の健全な成長 を阻害する行為からの 保護	青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取組を進めます。
		(3) 青少年の健やかな 成長の促進	青少年の健やかな成長を促進するため、青少年 育成大阪府民会議による府民運動を展開するとと もに、青少年に対して体験活動の提供を行います。

### (5)基本方向5 子育で当事者に対する支援

#### 重点的な取組9

## (9) <u>家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。</u>

子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減に加え、男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革、就労環境・組織風土の抜本的な見直し・仕事と子育てを両立できる環境づくりや、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭への支援など、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
26 子育てや教育・ 保育に関する経済的 負担の軽減	子育て当事者によっては、子どもの成長や 子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、 孤立感が高まっています。このような現状を 踏まえ、経済的負担と言われている幼児教 育・保育の無償化や高校等の授業料支援、 高等教育段階の修学支援などで、幼児期から 高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を 実施します。	(1) 子育てや教育・保育 に関する経済的負担の 軽減	次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援である児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育・保育や医療の場面における 経済的負担を軽減します。
27 家庭と地域がとも に養育力を高める 仕組みの構築	に養育力を高める 子育て家庭を取り巻く環境が変化してきてい	(1) 親子の育ちを応援し、 子育て家庭と地域のつな がりをつくる取組の構築	すべての子育て家庭を対象に、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高めるい。 発育で世帯訪問支援事業などのアウトリーチ支援を通じて、それらの取組が個々の家庭に確報できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供できる環境できる策します。 また、「第3次大阪府食育推進計画」において、子どもたちが食べることを楽しみ、成長過程に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進し、子どもの育ちを支援していきます。
		(2) 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、 地域全体の養育力を高める取組を進めます。

## (5)基本方向5 子育で当事者に対する支援

### 重点的な取組9

# (9) 家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性
28 仕事と生活の調和 (ワークライフバラ ンス)の推進	出産に伴う女性の離職が多く、30代・40代の男性を中心とする長時間労働などにより、女性に一方的に家事・子育ての負担が偏っている。単に育児休暇を取得するだけでなく、男性が家事・子育てに参加でき、かつ男女に関わらず子どもに向き合える時間が確保できるよう、また、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるように企業等に働きかける必要があります。	(1) 仕事と生活の調和の 推進、働き方改革の推進	男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、 仕事と子育てを両立できる職場づくりや、多様な 働き方の導入など、ライフステージの変化に応じ た働き方が可能となるよう、企業における労働環 境改善の取組を支援します。また、ワーク・ワイ フ・バランスを実現するため、推進月間を定め、 セミナーの開催等を通じて機運の醸成を図ります。
		(2) 女性活躍の推進	女性への就職支援や相談窓口の設置など女性活 躍の推進に取り組みます。
		(3) 男性の家事・子育て への主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの組織のトップや管理職の意識改革に加え、就労環境や組織風土の抜本的な見直しにより、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるよう支援します。
29 ひとり親家庭等の 自立促進	多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい 状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、 保護者への就業支援や生活支援を引き続き 実施していく必要があります。 とりわけ、「子どもの貧困」については、 ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、 子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連 鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対す る支援の強化が求められています。	(1)ひとり親家庭等の 自立促進	継続的な就業支援、子育てを始めとした生活面への支援、経済的支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。

## (5)基本方向5 子育で当事者に対する支援

### 重点的な取組9

# (9) <u>家庭と社会がともに子どもを生み育てる力を高め合うとともに、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。</u>

個別の取組	現状と課題	取組項目	取組の方向性	
30 共同養育の取組	30 共同養育の取組 ひとり親家庭が経済的に厳しい状況におかれている一因として、養育費を受給していないことが挙げられ、この確保を支援していく必要があります。また、現在、国において、共同親権・共同養育制度について議論が進められている状況を見据えながら、様々な事情へ配慮しつつ、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めることで、親子交流の実施や養育費の支払など共同養育が当たり前となる社会をめざして取り組む必要があります。 (1) 親子交流の促進 (2) 養育費確保への支援 (3) 共同養育に関する普及啓発	(1) 親子交流の促進	個別の事情に配慮しつつ、相談体制や情報発信 の充実、市町村や親子交流を支援する専門機関等 との連携を深めながら、円滑な実施に必要な取組 を進めます。	
		(2) 養育費確保への支援	離婚前後の父母等に対する講座による普及啓発 や相談支援、公正証書作成等の費用補助の養育費 確保に向けた取組を推進します。	
			市町村の職員に対して、共同養育に関する研修 を実施するなど普及啓発に取り組みます。	
31 子育て世帯向け住 宅支援の充実	結婚の際のハードルや理想の子ども数を持てない理由の一因として、住まいに関する事項が挙げられるなど、子育て世帯等向けの住宅支援を充実する必要があります。	(1) 子育て世帯向け住宅 支援の充実	府営住宅をはじめとした公的賃貸住宅において、 子育て世帯等の入居を促進するとともに、子育て に配慮した住まいの供給や住環境の整備等を推進 します。 また、市町村、公的賃貸住宅事業者や関係団体 と連携し、民間住宅も含めた住宅ストック全体で 子育て世帯等に関する住宅支援の充実や、支援制 度の情報発信等に取り組みます。	
32 その他子育てを支 援する取組の推進	子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上 に顕在化している状況等を踏まえて、妊産婦 や子育て世帯に対する包括的な支援のための 体制強化等が必要です。 また、子どもや子育て当事者の目線に立ち、 子どものための近隣地域の生活空間を形成す るとともに、妊婦や親子連れなどに配慮した、 子育てにやさしい公共施設等の整備を進める 必要があります。	(1) こども家庭センター の設置促進	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援 等を行うこども家庭センターの設置促進に取り組 みます。	
		(2) 教育・保育施設等身 近な場所や地域における 相談体制の充実	全ての妊産婦や子育て世帯がかかりつけ相談機 関などの身近な場所での相談や情報提供、助言等 必要な支援を受けたり、スマイルサポーター等の 地域における相談体制の充実に取り組みます。	
		(3) 子育てしやすい公共 施設等の整備の推進	子育てしやすい生活環境を提供するため、子育 て支援のための授乳場所等の整備などに取り組み ます。	